文京区立保育園給食調理業務委託保育園別仕様書

1 件名 文京区立千石西保育園給食調理業務委託

2 履行場所 文京区立千石西保育園

住所 東京都文京区千石 3 丁目 15 番 15 号 電話 3944-4688 FAX 3945-9987

3 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 調理業務従事者 調理業務従事者は、業務を適正に履行するために必要な人数を配置すること。

5 勤務する日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び 12月29日から翌年の1月3日までの期間以外の保育実施日。

6 勤務する時間 原則として午前8時30分から午後5時15分まで ただし、保育園で変更がある場合にはそれに従う。

7 給食内容 「献立表」による。献立表は前月に提示する。調理献立に変更があった場合は、前日 までに提示する。なお、アレルギー対応食、行事食等はその都度連絡する。

《年間の主な行事》

4 月	入園式	11 月	七五三
5月	子どもの日	12 月	おたのしみ会 冬至 発表会
7月	プール開き 七夕 夏まつり	1月	新年こども会 七草
9月	引き渡し訓練 お月見	2月	節分 お店屋さんごっこ
10 月	運動会 芋ほり遠足 お芋屋さん	3月	ひなまつり 卒園式 お別れ会食会

※その他保育参観等での給食の試食提供等

8 園児数及び食数

(1) 平日

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	18	20	22	4	8	117

※その他、一時保育事業等で必要な食事を提供する。(月~土)

(2) 土曜日:出席人数に変動があるので、適宜対応するものとする。

9 給食時間

月齢	離乳食	昼食	離乳食	おやつ	延長補食
離乳初期(生後5~6か月頃)	10:15		14:15		
離乳中期(生後 7~8 か月頃)	10:30		14:30		
離乳後期(生後 9~11 か月頃)	10:45		14:45		
離乳完了期(生後 12~18 か月頃)	11:00		15:00		
幼児食練習期	11:00		15:00		
1 歳児		11:00		15:00	18:15
2 歳児		11:10		15:00	18:15
3 歳児		11:20		15:00	18:15
4 歳児		11:30		15:00	18:15
5 歳児		11:40		15:00	18:15

※水分補給は適宜提供。遅番時水分補給(1~5歳児):午後5時

注)上記は基本の時間とする。発達又は行事により時間が変更になる場合は連絡する。

10 アレルギー対応等について

除去食対応 6人(令和6年6月現在)

※業務責任者(不在の時は業務副責任者)は、毎月の保護者、園長又は副園長、保育士、看護師、 栄養士との面談に立ち会い、除去食品及び対応を把握する。

11 配膳·運搬

(1) 配膳

- ①一人分ずつ主食、おかずを盛り付ける。(離乳食は一人分ずつ盛り付け個別トレイにのせる)
- ②パン、果物は専用容器に入れ、汁物はクラスごとに鍋に分ける。他食具、コップはお盆にのせる。
- ③延長補食については、調理室内ワゴンに準備し、午後 4 時 15 分頃に園長又は園長があらかじめ 指定した者と補食の内容を確認する。

(2) 運搬

運搬は、クラス別の配膳車で行い、1階は調理室入口で保育士に引き渡すこと。

また、給食終了後、調理室入口にて配膳車を回収すること。

なお、2階への昇降は給食用リフトを使用すること。

12 施設等の管理

食材搬入口の掃除として、室内は床に掃除機をかけ、雑巾モップで拭き、扉を拭くこと。また、屋外は、入口周りを掃き、扉を拭くこと。

13 設備・器具等

(1) 設備

1	熱風消毒保管庫	7	電気炊飯器(2)
2	電磁調理器 (3)	8	包丁まな板殺菌庫
3	調理台	9	二層シンク (2)
4	食器洗浄機	10	一層シンク (4)
5	業務用冷凍冷蔵庫(2)	11	配膳車(7)
6	牛乳保冷庫	12	スチームコンベクション

(2) 食器具

1	乳幼児ごはん茶碗	強化磁器食器
2	乳幼児汁椀・おかず皿	強化磁器食器
3	フルーツ皿・パン皿	強化磁器食器
4	丼ぶり・カレー皿	強化磁器食器
5	おやつ皿	強化磁器食器
6	アレルギー用食器	強化磁器食器
7	離乳食用おかず皿	強化磁器食器
8	離乳食用両手マグカップ	強化磁器食器
9	離乳食用パン皿	強化磁器食器
10	コップ	メラミン
11	お盆	アルマイト・FRP 製
12	箸	木製
13	スプーン	ステンレス
14	フォーク	ステンレス

14 残菜等厨芥の処理(令和6年度末現在)

- (1) 分別する。(指定回収日に出す。)
 - 可燃ごみ (月~土)
 - ・不燃ごみ(月・水・金)
 - ・資源ごみ (第1木曜日、祝日の時は第3木曜日)
- (2) 生ごみは、可燃ごみとして処理する。

15 調理従事者更衣室及び休憩室

- (1) 更衣室及び休憩室は指定の場所を使用する。
- (2) 貸与備品―ロッカー・洗濯機・衣類乾燥機

16 食育への協力・支援

- (1) 保育所保育指針「食育の推進」を理解し、調理業務委託の一環としての食育活動に、役割に基づいた協力・支援をすること。
- (2) 食を通して、子どもとのふれあいを大切にすること。
- (3) 生きるための基礎として、食の大切さを子どもに伝えていくこと。
- (4) 園長、副園長又は栄養士から相談があった食育活動について、打ち合わせを十分に行うこと。

<食育活動の例>

- (1) 給食食材等を使用しての食育活動
 - ・子どもたちが野菜をちぎる、皮をむくなど。
 - ・子どもに食材や調理過程を見せる、その日の給食のポイントを子どもに伝える。 (年長児が回覧当番で調理室に行った際にその日の食材の一部を渡す、調理室探検等)
- (2) 各クラスで栽培したものや芋ほりで持ち帰り洗い終えたさつまいもを受け取り、 市販品と差し替えて調理室内で調理して提供する。 (きゅうり・オクラ・いんげん・ピーマン・ゴーヤ・さつまいも等)
- (3) 子どもたちの行う調理保育の準備、下ごしらえ、補助をする。(野菜の皮むき、バイキング等)

17 その他特記事項

- (1) ドライシステムである。作業中は床に水をこぼさないようにし、洗浄時も短靴を着用する。 履物及び白衣は、作業区域ごとに使い分ける。
- (2) 調理業務従事者の昼食は、各自で用意する。